

目 次

告示	
○社団法人留萌文化振興協会の解散について……………	1
○財団法人北方文化教育振興財団の解散について……………	1
○平成23年度北海道教育実践表彰の決定について……………	1
通知・通達・照会	
○給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について……………	2

告 示

北海道教育委員会告示第2号

次の法人の解散の届出は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第95条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第77条第1項の規定に基づき、受理した。

平成24年 1月17日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

- 1 法人の名称
社団法人留萌文化振興協会
- 2 事務所
留萌市大町2丁目3番地1海のふるさと館
- 3 解散の理由
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第148条第1号（定款で定めた存続期間の満了）該当
- 4 清算人の氏名及び住所
古 野 洋 介 留萌市住之江町1丁目16番地
二ノ宮 清 信 留萌市沖見町4丁目95番地2
對 馬 健 一 留萌市見晴町1丁目48番地
- 5 解散年月日
平成23年11月 1日

北海道教育委員会告示第3号

次の法人の解散の届出は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第95条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第77条第1項の規定に基づき、受理した。

平成24年 1月17日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

- 1 法人の名称
財団法人北方文化教育振興財団
- 2 事務所
日高郡新ひだか町静内東別383-59
- 3 解散の理由
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第202条第1項第1号（定款で定めた存続期間の満了）該当
- 4 清算人の氏名及び住所
青 木 照 吉 東京都中央区勝どき1丁目13番6-4105号
真 部 忠 尚 東京都大田区久が原6丁目6番3号
三 好 徹 千葉県松戸市日暮5丁目172番地
- 5 解散年月日
平成23年11月 1日

北海道教育委員会告示第4号

教育実践表彰要項（昭和44年12月23日北海道教育委員会決定）の規定に基づき、平成23年

度北海道教育実践表彰の被表彰者を次のとおり決定した。

平成24年1月17日

富田由佳（美深町幼児センター） 北海道教育委員会委員長 若狭洋市
教諭（主査）

通知・通達・照会

教給第898号
平成24年1月17日

各 次 課 長
各 出 先 機 関 の 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
（札幌市を除く各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（平成23年12月20日付け人委第500号）の通知が別記のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記

人委第500号
平成23年12月20日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用について一部改正について

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年5月1日付け44人委第308号通知。以下「運用通知」という。）の一部を次のとおり改正されたので、平成23年12月20日（運用通知第10第4項の2の規定は、同月1日）以降はこれによって実施してください。

記

第6第1項の(1)中「支給規則第13条に規定する基準に従って任命権者又は所属の長が特に勤務しないことにつき承認を与えた場合のほか、法令の規定により特に勤務しないことが認められている」を「法令の規定により勤務しないことが認められている場合及び支給規則第13条第2項の規定により勤務しないことにつき任命権者が承認を与えた」に改める。

第10第4項の次に次の1項を加える。

4の2 支給規則第27条関係

支給規則第27条第2項第3号の「育児休業の承認に係る期間」とは、基準日以前6箇月以内の期間と その一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあつては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあつては当該承認が効力を失った日又は当該承認が取り消された日とする。）までの期間をいう。

